

市民の義務

【火災発見の通報(法24)】

- ・火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署または市町村長の指定した場所※1に通報しなければならない。 ※1 消防署・消防団屯所・役場等
- ・全ての人は通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

【応急消火義務者(法25)】

- ・火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者※1は消防隊が火災の現場に到着するまで消火もしくは延焼の防止または人命の救助を行わなければならない。
※1
 - ・理由があつて消火・延焼防止・人命救助を行うことができない者を除き、火災現場にいる以下の者
- ①火災を発生させた者
 - ②火災の発生に直接関係がある者
 - ③火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者
- ・火災の現場附近にいる者は消火・延焼の防止・人命救助に協力しなければならない。

【情報の提供を求めることができる者(法25)】

- ・火災の現場においては、消防吏員または消防団員は当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者※1に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火もしくは延焼の防止または人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
※1
- ①火災を発生させた者
 - ②火災の発生に直接関係がある者
 - ③火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者
 - ④延焼の恐れのある消防対象物の所有者・管理者・占有者・居住者・勤務者

市民の義務

【火災発見の通報(法24)】

- ・火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署または市町村長の指定した場所※1に通報しなければならない。 ※1 消防署・消防団屯所・役場等
- ・全ての人は通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

【応急消火義務者(法25)】

- ・火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者※1は消防隊が火災の現場に到着するまで消火もしくは延焼の防止または人命の救助を行わなければならない。
※1
 - ・理由があつて消火・延焼防止・人命救助を行うことができない者を除き、火災現場にいる以下の者
- ①火災を発生させた者
 - ②火災の発生に直接関係がある者
 - ③火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者
- ・火災の現場附近にいる者は消火・延焼の防止・人命救助に協力しなければならない。

【情報の提供を求めることができる者(法25)】

- ・火災の現場においては、消防吏員または消防団員は当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者※1に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火もしくは延焼の防止または人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。
※1
- ①火災を発生させた者
 - ②火災の発生に直接関係がある者
 - ③火災が発生した消防対象物の居住者または勤務者
 - ④延焼の恐れのある消防対象物の所有者・管理者・占有者・居住者・勤務者